

盛岡広域振興局長告示第28号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者が指定通所支援の事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和5年7月14日

盛岡広域振興局長 佐々木 隆

放課後等デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0352200208	放課後デイGranny矢巾	紫波郡矢巾町大字又兵エ新田第7地割20番地1	令和5年7月31日